



2025年2月28日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 梅 の 花
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 C O O 鬼 塚 崇 裕
(コード：7604 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 門 管 掌 増 村 政 信
(TEL 0942-38-3440)

取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2025年2月27日付取締役会決議により、役員報酬制度の見直しを行い、当社取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入し、本制度に関する議案を2025年3月25日開催予定の臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、中長期的な企業価値向上に向けた取り組みや株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2015年12月25日開催の第36回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与を含まない。）、監査等委員である取締役の報酬額は、2019年11月26日開催の臨時株主総会決議において、年額30百万円以内とそれぞれ承認をいただいております。

本株主総会では、本制度を新たに導入し、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、対象取締役のうち、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対しては年額25百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、監査等委員である取締役に対しては年額2百万円以内の金銭報酬債権を支給することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役（監査等委員を除く。）の支給分は取締役会に、監査等委員である取締役の支給分は、監査等委員の協議により決定いたします。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

2. 本制度の概要

本制度において対象取締役は、当社取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社普通株式について発行又は自己株式の処分（譲渡）を受けます。

本制度により、当社が新たに発行または処分する普通株式の総数は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して年29,000株以内、監査等委員である取締役に対して年2,300株以内とし（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当てを含む株式分割または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行または自己株式の処分（譲渡）に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以上